

御雇教師ミユルレルとホフマン（一）

小 関 恒 雄

ミユルレル (Benjamin Carl Leopold Müller) 、ホフマン (Theodor Eduard Hoffmann) についてはほぼ語りつくされている⁽¹⁾。しかしまだ紹介されていない資料や、一般にあまり知られていない事柄も若干ある。ホフマンの没年などその一つであらうか。

略歴（来日まで）

彼らの経歴のおおよそは知れるが、⁽¹⁾⁽²⁾⁽⁴⁾ここでは Krieger-Kosch⁽⁶⁾に従って記す。ただし自筆履歴書⁽²⁾とちがう箇所や抜けている事項がかなりある。「」内は後者で補った部分である。（これら履歴書は明治八年叙勲申請の際書かれたものである。なお「公文録」明治八年宮内省之部参照。）

ミユルレルは一八二四年六月二十四日マインツに生れる。「一八四二〜四四年ボン大学に学び、ついで一八四七年までベルリン大学に学ぶ。一八四六年ドクトル。」一八四七年四月王立ベルリン慈恵院⁽⁷⁾一年志願医。一八四八年四月近衛砲兵旅団附外科医、同年六月近衛龍騎兵連隊附外科医。一八四九年三月三等軍医（軍医少尉）、「同年外科手術士（Operateur）」。一八五〇年十一月〜五一年四月二等軍医（軍医中尉）として第九軽野戦病院に勤務。五一年五月近衛軍団連隊に転勤。一

八五三年四月ベルリンのフリードリヒ・ウイルヘルム陸軍軍医学校〔講師〕に転任。〔一八五三年二等軍医、一八五五年ベルリン慈恵院派遣〕。一八五六年ハイチ国に軍医・軍病院づくり〔総監督〕にポルトープランスに招かれる。一八五七年一等軍医（軍医大尉）。一八六七年ハイチ政変により解任、ベルリンにもどる。一八六八年二月東プロイセンの発疹チフス流行に際し〔鉄道工夫の衛生状況監督のため〕政府より派遣。同年八月〜一八六九年八月ベルリンで臨床に携わる。六年八月第四十八歩兵連隊第二大隊附一等軍医として復職。一八七〇年七月〜七一年六月第三軍団第四野戦病院長（軍医長）として普仏戦争参戦。七一年五月二等軍医正（軍医少佐）昇進、三年期限で東京の医学校の講義を引受く〔べく無給派遣〕。一八七二年十一月一等軍医正（軍医中佐）の資格を得る〔一八七二年一月昇進〕。

ホフマンは一八三七年十月十七日ブランデンブルク州 Friedeberg（現ポーランド領 Strlice Krajeuskie）に、地主で車製造業の家に生れる。〔フリーデベルクと Posen（現ポズナニ）で学校教育を受け、一八五八年より Breslau（現ブロッラフ）大で医学を学ぶ。〕のち〔二年後〕ベルリン陸軍軍医学校に学ぶ。〔一八六二年ドクトル、翌年医師国家試験合格、ベルリン大学内科教授トラウベの助手に選ばれる。〕一八六六年普墺戦争に際し三等軍医として第四ポージェン歩兵連隊附、諸方の戦闘に参加。同年十一月海軍に転ず。一八六七年船医として航海。一八六八年一等軍医昇進、海軍軍医正室附、〔海軍司令部配属〕。一八六九〜七二年ベルリン陸軍軍医学校派遣〔医学講師〕。〔一八六九年一等軍医昇進、二等軍医正試験合格。〕一八七一年普仏戦争に際しベルリン戦時病院幹部、ついでシャロン・シュル・マルヌ方面第六軍団戦時病院長派遣。〔講和条約締結でベルリン帰還。〕一八七一年六月十七日〜七六年二月二十九日の間〔はじめ三カ年、さらに一八七六年初めまで延期申出〕帰休扱いで東京医学校の教授兼共同管理者として渡日。〔軍医学校講師の業績、難関の昇進試験合格、臨床医としての評判により、東京行きを政府に乞れる。〕

来日前後

ともかく、ミュレルとホフマンは政府派遣の軍医（現役⁽⁸⁾）として、夫人同伴で来日する。来日の際の経緯、条約⁽³⁾や時代背景の⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾詳細はここでは触れない。ただミュレルが選ばれた逸話を（真偽はともかく）書留めておく。石黒忠憲によれば、第一候補は軍医フォン・コーレル（Alvin Coler, 1831～1901）だったという。コーレル曰く、「先年貴国にて初めて医学教師を我邦に求められし時外務次官の説に未開国には軍人が適当なりとのことにて人選を我陸軍医務局へ托されたり其節余は医務局に居りし故に聘に応せんことを当時の総監に内願せしか我か夫人か貴邦に行くことを好まざるより遂にミュレル、ホフマン兩人を選挙したり⁽¹²⁾」。日本が当初から軍医を望み、まして伯林軍医学校をモデルに描いていたのではあるまい⁽⁷⁾⁽⁸⁾。

彼らが来日した月日がまちまちである。ミュレル本人は八月二十三日横浜着と書いている⁽⁵⁾。

ここに独逸北部連邦公使館ケンブルマン（通訳）より外務大少丞あての手紙がある⁽¹³⁾。「今般我国ヨリ御雇医師二名即ミュラ氏ホフマン氏貴国江到着致候ニ付明貴国十七日朝十一字蘭国公使ファンデアウーベン貴省江罷出岩倉卿寺島大輔両君江右之者共為御引合度」とあり、日付が「日本七月十六日」となっている。東京参着は七月十五日（『太政類典』第一編、第五七巻）、すなわち陽暦で八月三十日である。つまり、陽暦への切換が行われたのは明治五年（一八七二）であるから、「日本七月」云々は陰暦を指す⁽¹⁴⁾。彼らの来日を七月といい、八月とするはこの間の事情による。東京医学校（東校）との契約は明治四年八月二十二日（陰暦七月七日）より七年八月十七日までとなっている（『太政類典』第二編、第六九巻）。三宅も⁽²⁾彼らの「在職年月日」を上記同様とする。これだと彼らはまだ横浜に着いていないことになる。（石黒は七月二十七日横浜着と記す⁽¹²⁾。陰暦でも陽暦でも上記月日と違いすぎる。）

逸事月旦補遺

石黒⁽¹⁵⁾によれば、招聘教師の条件の一つに「英語にて講義し得るもの」とあったのに、ミュレルルはなんとか英語ができたが「ホフマン氏は皆無英語は出来ず頗る困却⁽¹⁶⁾」した。しかし司馬浚海の通訳で急場をしのいだという。またミュレルルの通訳は三宅秀が当った⁽¹⁷⁾ともいう。(なお「英語ニテ教授」云々については、明治二年十二月八日弁官宛大学上申(「太政類典」第一編、第五七巻)、富士川・中外医事新報一二一八号一九三五、原口・日本医史学雑誌二六巻一号一九八〇参照。)

彼らは「医制」(二八七四)制定に力があつたが⁽³⁾、うちホフマンは「学制」(二八七二)の立案にも関与しているという。関与の程度については、井上⁽¹⁸⁾はホフマン案が即原案という一方、尾形⁽¹⁹⁾は諸建白の一つにすぎぬとする。その全文は「忽弗満氏学校建議」(草案)、「独人忽弗満氏教育ニ付建議」(原本)で明かであるが、⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾「諸省及ヒ諸県御雇入ノ外国人ニ就テモ、一長大息ヲ発スヘシ。多クハ是皆平素無学素殖ノ徒、日本ヲ以テ奇貨トシテ来帰セル者ニテ、名ハ教師タレトモ其実ハ遊民タルニ過キス。然ルニ莫大ノ金帛ヲ契シテ之ヲ聘スルモ、遂ニ得ル所ナクシテ其失ヲ償フ事ヲ得サルヘシ」と手厳しく、「能ク四海ニ雄視スル」ドイツ政府派遣、日本政府招聘の軍医 (Marine-Stabsarzt) の自負をかくさない。

ミュレルルは西洋(ドイツ)医学のわき目もふらぬ推進者とおもわれがちであるが、傷寒論など漢方にも興味を示した⁽²⁰⁾という。またホフマンは西郷を診察した時、西郷が灸を常用するのを「自身が好むものならばすゑても差支へない⁽²¹⁾」と養生を説いたという。

ホフマンは陸軍軍医寮でも講義したが、給料の件で後日裁判沙汰を起した。石黒によれば、⁽²²⁾軍医寮ではさきに来日して名声頗る高いミュレルル、ホフマンのいずれかを(石黒は、外科で普仏戦争実験者の前者を)聘して軍医専科の講義をさせた

いと考えた。「併しまだミユルレルには、其事を直きには交渉せぬ内に、大学東校の教官司馬盈之といふ人が、松本君に説きつけて、いつの間にか、ホフマンを聘する事になつた」「併し余は前述の理由で、ミユルレルに傾けて居たのだ、此訳で松本君は司馬君を介してホフマンと約束し、此人を聘し、月に百五十円で在職軍医に診断学の講議を聞せる事になり、頗る益を得た、併し其講議は六七ヶ月で中止した、すると、二年ばかり経てホフマンが、東校の雇期限の切れた後ち、不意に軍医寮に対して、約束金（四千元計りと記憶した）仕払を請求して来た、軍医寮では講議をした間は月々支払ふたので、講議を止めた後は払はれぬと断た、するとホフマンは、裁判所へ訴出した、此方ではドコ迄もやらぬとて、理事の石原といふ人が答弁者で、余も共に裁判所へ出た、然るに此裁判は遂に敗訴でツル／＼金をとられ、当初の条約の不備を悔いたという。以下、件の条約書と判決文（東京日日新聞一八七五・一〇・三）を記す。

ホフマン雇聘につき明治四年十一月二十七日兵部省より正院へ申出があり、これが認められ、翌五年一月ホフマンと軍医頭松本順との雇入条約が結ばれる。すなわち、

第一 ホフマン氏ヲ軍医寮ノ教師トシテ雇入ル事

但シ同氏東校ニ留リ居ルノ時間ヲ限リトスル也

第二 同氏学校日毎ニ一時間宛講義ヲ授ル事

第三 学校日ハ東校ニ於テ算スル所ト同シキ事

第四 同氏エ右給金トシテ一ヶ月ニ金百五十兩ツム相渡シ尚良馬二匹及其飼養料及別当一人ヲ給スル事

第五 同氏ト軍医寮中ノ官員議論相協フ時ハ何時ニテモ此条約取消ストモ苦シカラサル事

裁判申渡書

原告 独逸国人 シヤフェル
被告 陸軍々医總監松本順代理
陸軍裁判少主理石原重明

原告ニ於テハドクトルホフマンヨリ陸軍省ニ対シ請求スヘキ権理ヲ讓受タルヲ以テ同人ノ月給二十八ヶ月ト十日分並ニ馬飼料等ヲ併テ金五千五百円其外利子及ヒ訴訟入費共被告陸軍省ヨリ請取度旨申立タリ

証人ドクトルホフマンハ明治五年一月一日ヨリ七年八月廿四日マデ軍医寮医官ノ教師トシテ雇ヘル、約定ヲ兵部省ノ代理軍医頭松本順ト取替セタリ其期限ハ曾テ文部省東校ニ雇ハレタル期限ト同様ニシテ午前東校ニ出勤シ軍医寮ヘハ其余ヲ以テ出勤スヘキ契約ナリシニ同年五月七日ニ至リ松本ヨリ最翰ヲ以テ和蘭国医師フツケマー大坂帰京ニ付同人ヘ教授ヲ託サマル可カラス午後兩人ノ講義ヲ聴ク可キ時間ニ差支ユルヲ以テ条約取消度旨申来レリ然レトモフツケマー進退ハ吾ガ契約ニ關係ナク且時間ノ事ニ至テハ午前必ズ東校ニ至ルハ双方承諾ノ上結約セン儀ナレハ私ニ交換ナリ難シ故ニ午後ニ於テ操合セノ儀ハ唯指令ニ從フヘキ旨返答セシニ被告之ヲ肯シセズ強テ約定ヲ取消サントシテ遂ニ今日ニ至レリ依テ条約ニ對シ請求スヘキ権理ヲ親族シヤフェルニ讓与セシ旨陳述セリ被告ニ於テハ条約取消サマルヲ不得又ホフマンニ於テモ之ヲ承諾セザルヲ得ザル所以ハ特ニフツケマー帰京ニ付時間ノ障碍ヲ生ゼシノミニアラズ軍医寮改革ニ付講義ヲ聴ク可キ医官午後差支ヲ生セシ故ナリ若シホフマン出勤ノ時間ヲ午前ニ交換シ能フ時ハ条約ヲ履行シ得ベシト雖トモ其儀調ハザレバ解約ヲ為サ、ルヲ得ザルヲ以テ文部省ヘ協議ニ及ト雖トモ其協議相整ハズ然ルニホフマンハ素ヨリ同省主約ノ人ニテ陸軍省□從約ナリ故ニ陸軍省ノ都合ヲ強テ主張シガタシ且縦ヒ陸軍省ノ雇ヲ止ルト雖トモ同氏ハ依然日本政府ノ雇人ニシテ原約ノ期限ニ障碍アルコトナシ殊ニ陸軍省ノ雇ハ公然独逸国公使ヘ照会ヲ經シニ非ズ各個相對ノ約定ナリ夫是ノ事情ニヨリ五月七日書翰ヲ以テ解約センコトヲ協議セシニ一旦相拒ムト雖トモ六月廿四日ノ返書ニヨリ遂ニ承諾セシモノト見做セリ然ルヲ今更訴ヲ起ス可キ謂レ無之旨申立タリ原被及ヒ証人申立ル条々大約此ノ如シ依テ判決スル事如左

第一条

被告ニ於テ申立ル条約取消ノ原由ハ軍医寮事務章程改革ニ付医官午後聽講ノ時間ニ障碍ヲ生ゼント云ニ基クト云ト雖トモ五月七日ホフマンヘ贈レル書翰ニハ大坂軍事病院改革ニ付同所ノ雇人フツケマー一方ヘ引取同人ヘ教授ヲ託シ不申テハ不相成且兩人ニテハ時刻ニモ差支云々ト有之即今答弁ノ旨趣ニ相違セリ且ホフマン東校ヘ出勤ノ時間午前八時ヨリ十二時迄タル事ハ結約ノ節ヨリ承知シタル儀ニテ其時間交換センコトヲ文部省ヘ協議ニ及タルニ相整ハサリシハホフマンノ与リ知ル所ニ非ズ然ルヲ尚又同人ニ對シ時間ヲ交換

センコトヲ求メタルハ即チ同人ノ返書ニ者謂ナスヲ得ベカラザルヲ知テ求ムル者ナリ即今被告ノ答弁スル所及ヒ五月七日以来書翰ノ旨趣ハ都テ被告一方ノ便利ニ関シホフマンヲシテ必ス之レニ任ゼシムヘキ条理無之縱令双方ニ止ヲ得ザル事情アリト雖トモ協議ノ上ニ非レバ解約スヘカラザルハ条約書第五条ニ瞭然タリ將タ六月廿四日ホフマンヨリ贈レル書中ノ一二節ヲ以テ解約ノ儀ハ己ニ承諾ト見做セル旨申立ルト雖トモ前後ノ文意ニ因ル時ハ右書翰ヲ以テ己ニ承諾セントノ申立ハ採用難相成候事

第二条

被告ニ於テホフマン故ナク欠勤セシ旨申立ト雖トモ其確証無之且条約取消ノ儀ハ欠勤セント云ヨリ生ズル儀ニ無之ニ付今般ノ訴訟ニ関係無之事

第三条

条約取消スヘキ条理無之又曾テ取消ヲ承諾セシ証拠無之上ハ原告請求スル金額ノ内ニ二十八ヶ月ト十日ノ給料ニ利息一ケ年百分ノ六ノ割合ヲ以テ訴訟入費共規則ノ通償却可致事

但馬飼料其外ノ儀ハ被告申立ノ通ホフマン通動中ニ係ラサルヲ以テ償却ニ不及事

明治八年十月二日 東京上等裁判所

ミュルレルは音楽愛好家でもあった。一時(詳細不明ながら)音楽教育にも係ったという⁽²⁴⁾。また、邦楽、雅楽に関する長文の論考がある⁽²⁶⁾。(当時侍医だったから、雅楽を聴く機会もあったのであろうか。)

明治七年八月(一八七四)満期に際し「物品」を、翌年帰国に際し「国産」を、兩人にそれぞれ贈った⁽²⁷⁾。「太政類典」第二編、第七十巻)。ただし叙勲(賞牌下賜)は帰国後である⁽²⁸⁾。〔但品物者製造之上可下賜候事〕

そして明治十年七月二日(一八七七)授与される(ホフマンも同文)。

「天祐ヲ保有シ万世一系ノ帝祚ヲ踐タル日本国皇帝ハ元宮内省雇独乙国トクトル、ミュルレルヲ明治勲章ノ勲四等ニ叙シ旭日小綬章ヲ授与ス仍テ汝ハ此位ニ属スル礼遇及ヒ特権ヲ有スルヲ得ヘシ」

ミュルレルは受領した。

「拙者へノ御恩賜深ク難有奉謝候此段(青木)*閣下ヨリ宜敷御伝達被下度候○右者拙者儀參堂ノ上閣下ニ謝辭ヲ陳ス可キノ処客職ノ十二月三十日以来脚部ノ骨傷ニ罹リ平臥罷在候ニ付全快次第閣下ニ趨謝可致候(略) 伯林千八百七十八年一月二日 普国第一級軍医官ドクトル、ミルレル」*以下、引用文中()内は著者註。

しかし、ホフマンは返納した。仲介した青木周藏駐独公使あて一八七八年一月十八日付の手紙がある。⁽²⁸⁾

「貴国ノ勲章第四級ヲ拙者へ御贈賜被下候処(略)甚タ乍失敬該勲章ハ何分拝受難致候○拙者儀ハ元來該勲章ヨリ上級ノモノヲ(伊太利国ヨリ)受領致居候間斯ク下級ノ勲章ヲ他ヨリ相受候テは自ラ我カ身ヲ左軀致候次第ニ有之候從來拙者儀ハ屢々貴政府ノ信用ト厚遇ヲ辱フセシ者ニ候間斯ク拙者ニ左軀ノ地位ヲ御附与有之事ハ万々貴政府ノ御本旨ニ有之間敷ト被存候○又拙者ト同聯隊ニ奉務致居候同等ノ士官中並ニ拙者ヨリ新任ノ諸員中ニモ露国ノ第二級勲章ヲ受領セシ者有之候間同僚ヲ始メ諸人ニ対シテモ甚タ面目ヲ失候次第ニ有之候○今般斯クノ如キ勲章ヲ拙者へ御贈賜被下候儀ハ何ニカノ間違ニ出テシ事ト憶察致居候○曾テ拙者儀日本ヲ発軼スルニ當リ木戸閣下ノ懇好ヲ辱フシ貴政府ヨリハ拙者ニ第二級勲章ヲ賜ハル可キ旨ヲ申聞ケラレ候(略)而シテ又拙者儀曾テ天皇陛下ニ御暇乞ノ謁見ヲ辱フセシ時宮内大輔ノ談話ニ抛ルニ拙者ニ限り特別ノ訳ヲ以テ右ノ勲章ヲ賜ハル可キ筈ナレトモ當時國家多端ノ折何分其義ニ及ハレ難ク候間後ヨリ早々拙者ノ本国へ御贈賜可有之旨ヲ申聞ケラレタリキ(略)上文ノ趣旨ヲ不惡御洞察被下兼テ厚遇ヲ蒙リシ貴国政府へ宜敷御伝達被下度」

木戸閣下云々とは、ホフマンは在日中ししばしば木戸孝允を診察しており、そのためもあって彼らは医学学校期限切れ後も宮内省雇としてふみ留まっていたいきさつを指す。彼らは三条、岩倉、大隈、西郷ら高官も診ていた。⁽²⁷⁾⁽³⁰⁾⁽³¹⁾ホフマン返納の件はいたく政府の心証を害し、「断然還納イタサセ帝国明治勲章ノ光輝ヲ不墜様仕度」と青木に指令している(「公文録」明治十一年外務省之部)。

ここに明治八年二月十二日(一八七五)付駐日ドイツ公使ブランド(1835~1920)よりピスマルク宰相あての手紙がある。要約すると、「ミユルレル、ホフマン両軍医の本国への帰任をお許しいただきたい。両人は苛酷な状況下で多大な労力と才能をもって仕事を進め東京医学校を日本最高の教育機関に育て上げた。かような二人の功績に対し何らかの勲章を

授与下さるよう皇帝陛下に御推薦願いたい。さらにホフマンを二等軍医正に任命いただきたい。彼は病気による軍務中断で昇進の機会を失ってしまったゆえ」。

彼はまもなく帰国し、駐清公使に転ずるが、⁽³²⁾いわば離日に際し兩人への置土産としたかったのだろう。しかし兩人の帰任は実現するが、叙勲されたかどうかはわからない。⁽⁶⁾また、ホフマンが二等軍医正に昇進するのは七年後の一八八二年である。

帰国以降

ミュレルは明治八年十一月二十五日（一八七五）横浜を発ち、アメリカ経由で翌年四月八日ベルリンに帰った。⁽⁵⁾一八八七年十二月ベルリン第一衛戍病院長（Chefarzt des Garnisonlazarets I. Berlin）に任命さる。（ドイツ留学中の森鷗外がミュレルに逢っている。⁽³³⁾また谷口謙がこの病院で一八八九年三～五月研修している。）⁽³⁴⁾⁽³⁵⁾一八九三年九月十三日、⁽³⁶⁾心臓病でベルリンで死亡した。

ミュレルが逝って、三宅秀、田口和美、足立寛らが発起となり募金して銅像をつくり、帝国大学構内に設立することとなった。⁽³⁷⁾⁽³⁹⁾総額六三六円三〇銭が集まり、像が完成したので、三回忌辰（明治二十八年十月十三日）に記念式が行われた。⁽⁴⁰⁾（このようにわが国では、彼の死亡の日が十月十三日と誤り伝えられている。）

図1はミュレルの写真である（撮影年等不明。三宅典次氏提供）。なお彼の夫人の写真は別に紹介した。⁽⁴¹⁾

ホフマンの帰国日時ははっきりしないが、ミュレルより一足さきに帰った（十一月中旬頃）。⁽⁵⁾⁽⁴²⁾帰国後、一八七六年四月アレクサンダー帝近衛歩兵連隊大隊第一等軍医として軍復帰。一八八一年十一月～八二年五月病氣帰休（ニース）、一八八二年二等軍医正、Rastattの衛戍病院勤務。一八八五年十二月依願退職。退役後、はじめラスタットで、のちダボスで開

業する。一八九四年四月一日ベルリンで死亡した。

まとめ

ミュルレルとホフマンは現役軍医のまま、明治四年陽暦八月（一八七二）来日した。両人の逸事月旦を二、三紹介した。（その際、長老の懐旧談のみで史実定説化することの危険性を例示した。）両人とも帰国後は軍に復帰した。ミュルレルは一八九三年九月十三日（享年六十九歳）、⁽⁴³⁾ホフマンは一八九四年四月一日（享年五十六歳）死亡した。

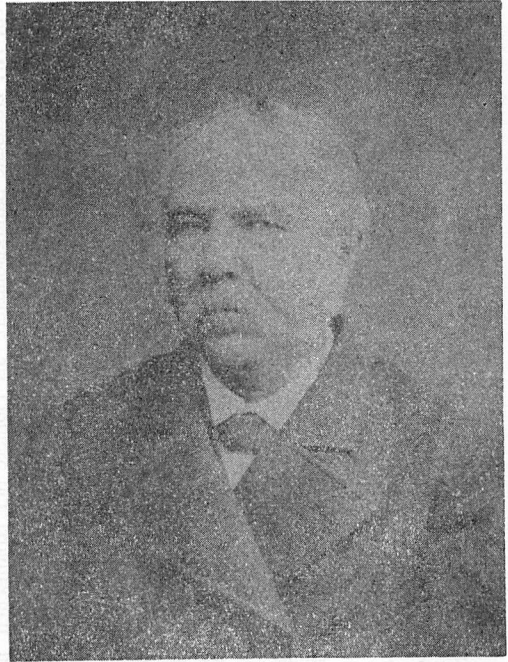


図1 レオポルド・ミュルレル

小川鼎三、酒井シツ（順天堂大学）両先生に御校閲をいただき、H. Vianden（西ドイツ）、北村智明（新潟大学）両先生に資料文献等の教示をいただいた。また、外務省外交史料館はじめ多くの図書館資料館の方々にお世話になった。記して謝意を表する。

文献および註

- (1) 入沢達吉、レネオポルド・ミュレル（本邦医育制度の創定者）、中外医事新報、一二〇〇号、四〇三—四一三頁、一九三三。
- (2) 三宅秀博士文書、日本医学雑誌、一二九五—一二九八号、一九四一。
- (3) 尾形裕康、我が医学教育近代化推進のホフマン、早稲田大学大学院文学研究科紀要、一二輯、一七一—三三頁、一九六六。
- (4) 石橋長英・小川鼎三、『お雇い外国人(9)医学』、鹿島出版会、一九六九。
- (5) ミュレル、石橋長英・小川鼎三・今井正（訳）、『東京—医学』、日本国際医学協会、一九七五。
- (6) Krizler-Kosch, H.: Deutsche Sanitätsoffiziere als Pioniere der japanischen medizinischen Hochschulentwicklung, Dtsch. med. Wschr., 66 : 296-299, 324-327 ; 1940.
- (7) 慈恵院 (Kgl. Charité-Krankenhaus zu Berlin) は一七一〇年設立のハスト病院に溯る。一七二六年国王 (Friedrich Wilhelm I.) 自ら、それに人民の寄附を加え Charité の名を冠し、治療・教育病院とする。また古くから軍医の臨床医学研修は Charité や行ってきた。つまり当時 Charité は一般治療のほか、陸軍軍医学校 (Friedrich Wilhelms Institut zu Berlin) とベルリン大学 (Friedrich Wilhelms Universität) 医学部の教育・研究病院でもあり、交流が密であった (中外医事新報、七六三—七六五、七六七—七六八号、一九二二)。ちなみに陸軍軍医学校はフリードリヒ・ウイヘルム二世によって一七九五年 Charité に設立された。「全額給費、全寮制、鉄の規律」の学校で、ヘルムホルツ、ウイヘルヒョウ、ペーリング、レフラー、ガッキーらを出した栄光の Spezialschule である (神谷昭典、日本医事新報、二九四七号、一九八〇)。この制度が変り、陸軍独自で医学生を養う必要がなくなり「其学生ヲ悉皆伯林大学ニ属托スルコトニナリ」Institut は今は学生の寄宿所兼復習所にすぎない (陸軍軍医学会雑誌、四二号、一八九二)。
- (8) 日本政府はプラントを通じて「医師」の斡旋を依頼した。プラントは「ベルリンへ書面を送り、二人の軍医を派遣するように進言した」。「軍医」と指定したのは「軍医は士族階級と看做され (略) 貴族社会に迎え入れられ (略) 侍医になる見込があると見てとったからであろう」。(5) このように、いつからか「軍医」派遣にすり替っている。「プロシヤの意のままの人選」(12) を押しつけられたのだろうか。

- (9) ミュレル妻マリイ。ホフマンは妻ヘルマのほか、婢を伴う。来日した年に伴ベルンハルト生る〔教師一切事件〕、明治六年一月(七年五月)。入沢によれば、ミュレル妻「アマイデ」。
- (10) 宗田一、明治初期の医界事情(Ⅱ)―ドイツ医学採用の前後―、医学史研究、二二号、一一一―一七頁、一九六六。
- (11) 神谷昭典、『日本近代医学のあけぼの』、医療図書出版社、一九七九。
- (12) 石黒先生昔年医談、中外医事新報、三三五号、五三一―五五頁、一八九四。
- (13) 「各省庁府県外国人官備一件」、第一卷、(外務省蔵)。
- (14) 七月十七日(陽曆で九月一日)に岩倉、寺島に引合せられたことになるが、ミュレルは、八月二十五日(陽曆で九月一日)に岩倉、寺島に迎えられたという。このあたり記述が一致しない。
- (15) 石黒先生昔年医談、中外医事新報、三三四号、四九一―五一頁、一八九四。
- (16) しばしば引用され定説とされる、石黒忠憲『懐旧九十年』(一九三六)によれば、「学生は司馬氏の通訳で其(ミュレルの)講義を熱心に聴き、ホフマン氏の方は英語を使ふので三宅氏の通訳で学生は熱心に勉強しました」と全く逆のことをいっている。引用には充分注意したい。
- (17) 大滝紀雄、三宅秀回顧談、日本医史学雑誌、一六卷、二一四―二二二頁、一九七〇。
- (18) 井上久雄、ホフマンと近代教育制度の制定 付 忽弗満氏学校建議、広島大学教育学部紀要、第一部、六号、二一七―二四二頁、一九五八。
- (19) 尾形裕康、学制に関する諸建白―ホフマン(T.E. Hoffmann)建議実効の疑義―、早稲田大学教育学部學術研究、一五号、一四四頁、一九六六。
- (20) 「ミラルルと云人頃日東校に在て言へるは傷寒脚気等の諸疾西洋の療方にて薬治寸効なきものあり然るに日本人の此等の証を療治せるを見るに平々たる医師も能く効功を奏せり其所以を尋るに傷寒論と云書を根拠となして治療を為す由なり其傷寒論と云へるものは如何なる書にや読て見たしと語りし(略) 前年仏国のミニストルレランロセツ(駐日公使ロッシュ)なるもの横浜に在て病に罹りしとき彼の言ふ日本の土地に数年居住せる事なれば自然日本の風土に習染したれば日本の薬飼宜しかるべきとて旧幕の有司に請て内治を浅田宗伯に託し鍼治を和田春徹に求て宿痾頓に癒たり此世の人口に膾炙する所なり依て攻れはミラルルの傷寒論を讀て療治したきと云ひロセツの日本の療治に宜きと云は達人の言前後一轍に出るか如し然るに今の洋家者流頑固執拗にして参互変通の権ある事を知らず偏に洋術を奉して開山祖師と仰ぎ彼に無き病を治するに猶ほ彼に有る方法を施さんとす其牽強の甚しきロセツ

ミルラル等の見に及はざる遠し」(報知新聞一八七四・一〇・七)。

(21) 石黒子爵今昔譚(26)、治療叢報、三三四号、四七—四八頁、一九三〇。

(22) 石黒忠恵、陸軍衛生部旧事談、陸軍軍医学會雑誌、一五〇号、附二五—二八頁、一九〇六。

(23) 陸軍軍医団、『陸軍衛生制度史』一九一三。

(24) Meisner, K.: Deutsche in Japan 1639-1960, Mitt. dtsch. Ges. Nat.-Völk. Ostasien, Suppl. Bd. 26, 1961.

(25) 日独協会、『日独文化交流の史実』一九七四。

(26) Müller: Einige Notizen über die japanische Musik, Mitt. dtsch. Ges. Nat.-Völk. Ostasien, 1(6): 13-31, 1874; (8): 41-48, 1875; (9): 19-35, 1876.

(27) 勲四等叙勲の際、ミルレルはほかに日本刀一振だけを所望したが、ホフマンは「自分の功は金千円に当る、而て四等勲章の製作価格は金十円に過ぎないから、残り金九百九十円は現金を以て請求」したという(山口梧郎『長谷川泰先生小伝』一九三五)。ただし後日ホフマンは勲四等を返納した⁽²⁸⁾。

(28) 「外国人叙勲雜件(独逸国人之部)」、第一卷、(外務省蔵)。

(29) 「太政官日誌」、明治八年、一三九号。

(30) 新聞雜誌一五六号(一八七三)。日新真実誌一八七四・一・一八。

(31) 「参議兼大藏卿大隈君痼疾之肝臟病にて昨年中三ヶ月間拙者致治療候然る処今年又候同証再発昨年程之劇証には無之候得共数週間前より神経系之興奮甚敷此節に至り候ては越て憂証に相成申候抑此神経系之障碍連綿持久兼肝臟病有之候節は平常之実験におゐては毎々其病をして□悪□□進ましめ且其証を頑固に為陥候義に付右防護之術至は差向敷週間全く精神を安息せしめ凡百之事務を擲棄し居処を交換せしめ先一カ月間も東京より遠隔せる高燥幽深之地に転居なさしめ繁劇を去り神思を慰撫し勉て其病証を剋治するを以て急務とす。右前書之医按真実如斯御座候也。千八百七十四年七月十四日。ホフマン述」(早稲田大学「大隈文書」)。

(32) 明治八年二月十七日離日、十一月清国赴任(von Brandt『黎明日本』一九四二)。

(33) ドレスデン留学中の鷗外が明治十九年二月(一八八六)ベルリンで開かれた普魯士軍医会に出席する。二月二十日、懇親会で「酒間演説あり」。(略)余も亦久く独乙国の文物兵制を慕ひ、今夕の会頗る素懐に酬ゆとの意を陳べたり。(略)軍医正ミルレル Mueller 起ちて余が前に至り、大に余を賞讃し、衆に向ひて大音に是れ吾が養ひし所の学生なりと叫び、得意の色を顯はしたり。またベルリンで、明治二十一年一月二十四日(一八八八)「近衛野砲兵第二聯隊の營及廢兵院を觀る」。(略)此廢兵院は仏特

力大帝 Friedrich der Grosse の創立する所なり。(略)偶々ミュレルル至る。曾って日本に在りし人なり。『独逸日記』。

(34) 陸軍軍医学会雑誌、三二号、二六二七頁、一八九九。

(35) 谷口謙、伯林第一衛戍病院略記、陸軍軍医学会雑誌、三三号、一一一頁、一八九〇。

(36) Nekrolog: Berlin, Klin. Wschr., (38): 932, 1893; Dtsch. med. Wschr., 19: 932, 1893.

(37) 東京医事新誌、八三四、八三六号、一八九四。

(38) ミュレルル像建設に異議(また応酬)もあつたようである(医談、一一、一二号、一八九四。日本衛生新聞、二〇号、一八九四)。「我医学部の始に方り大に力を尽して其功德の没すべからざるもの、独りミュレルル君に限るにあらず、現に田口博士あり、三宅博士あり(略)相良知安先生あり(略)然るに之を顧みることなくして、独りミュレルル君のために銅像建設の事を謀からるゝといふは情に於てあるまじく理に於てあるまじき事なり(略)ミュレルル君の像を鑄造して医科大学に保存せらるゝことは之あらむ、銅像を鑄て之を大学内に建設せらるゝことは之なし」(医談、一一号)。

(39) 「ミュレルルは其職務に忠実なること、稀に見る良教師」で人望があつたが、「ホフマンは(略)職務に冷淡かつ甚だ不親切で」「其講を始めること常に甚だ遅く、如かも之を終るのは定刻に先つこと十数分であつて、学生の怨嗟常に堪えなかつた」という(前掲『長谷川泰先生小伝』)。同時にホフマンの像を建てなかつたのは(もちろんミュレルル追悼の趣旨なのであるが、前述裁判沙汰や何やで評判を落したことも一因であらうか。

(40) 東京医事新誌、九一六号、一八九五。中外医事新報、三七四号、一八九五。

(41) 小関恒雄、明治期の東京大学御雇教師、卒業記念、その他の写真、医学選粹、三〇号、一七二〇頁、一九八二。

(42) 「ホフマン先生が遠からず帰国せらるゝに付き去ル(十一月)七日両國中村樓にて送別会が五座りました」(東京日日新聞一八七五・一一・一〇)。

(43) 生年を一八二二年とする有力な説もある。すると、享年七十一(小関、日本医事新報三一〇一号印刷中)。

(新潟大学医学部)

Notes on Leopold Müller and Theodor E. Hoffmann, Founders of the Medical School of Tokyo in the Early Meiji Era

by

Tsuneo KOSEKI

In this paper, the author has supplemented some findings to biographies of Leopold Müller (1824—1893) and Theodor E. Hoffmann (1837—1894), and introduced some letters and manuscripts about them.

The picture at p. 38 shows Leopold Müller.

(Also see: Mitt. dtsch. Ges. Nat.-Völk. Ostasien., vol. 1, no. 6, 8 & 9, 1874-76; Dtsch. Rdsch., vol. 57, p. 312-329, 441-459, 1888; Dtsch. med. Wo., vol. 66, no. 11 & 12, 1940; Jap. Soc. Med. History, no. 1297, 1941.)